

## 冬期における節電対策

夏期の節電対策においては、電気事業法 27 条に基づく電気の使用制限の削減目標を大きく上回ることができました。

今冬の節電対策については、平成 23 年 11 月 1 日付け経済産業省より「今冬の電力需給対策について」が公表され、電気事業法 27 条に基づく電気の使用制限は行わないことが決まりましたが、東京電力管内においては節電目標なしで国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電が要請されています。

本学においては、この要請を踏まえ引き続き節電の取組を実施いたします。

### ○ 本学の節電対策

「電力使用量見える化」の情報を活用し、教育・研究、医療活動に支障のない範囲で節電を行う。

・節電期間 :12 月 1 日(木)～3 月 30 日(金)の平日(12 月 29、30、1 月 3、4 日を除く)  
9:00～21:00

### ○ 具体的な節電対策例

照明の間引き等、夏期の節電において有効であった対策に加え、下記の節電対策を実施します。

1. 暖房室内温度 19℃の順守
2. ガス式空調機使用室の利用促進
3. 暖房用電気ストーブの離席時の電源OFF
4. ウォームビズの実施
5. その他